市街化調整区域等における
土地利用の推進に関する提言

近畿ブロック知事会

令和８年８月

市街化調整区域等における土地利用の推進に関する提言

都市計画法に基づく区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために重要な役割を果たしてきた。

一方、地域によっては、市街化調整区域における厳格な土地利用の規制により地域活力の維持が困難となっている可能性があるほか、高速道路など交通インフラが整備された場合においても、インターチェンジ周辺における土地利用ニーズに対する機動的な対応が難しい状況にある。

そこで、地域の活力を維持していくため、新たな土地利用ニーズに迅速に対応するなど市町村が主体となって区域区分と同等の土地利用コントロールを行う場合、必要に応じ区域区分を設定しないことを可能とするなど柔軟な制度運用が必要と考える。

このため、次のとおり提言する。

記

都市計画法により区域区分の設定が義務付けられている地域が存在している。

市街地と農地や森林との調和を図りつつ、市町村が主体となった迅速かつ柔軟な土地利用の実現に向け、府県による区域区分の要否の判断が可能となるよう、都市計画法による義務付けを見直すこと。

令和８年８月

近畿ブロック知事会

福井県知事　　石　田　嵩　人
三重県知事　　一　見　勝　之
滋賀県知事　　三日月　大　造
京都府知事　　西　脇　隆　俊
大阪府知事　　吉　村　洋　文
兵庫県知事　　齋　藤　元　彦
奈良県知事　　山　下　　真
和歌山県知事　宮　﨑　　泉
鳥取県知事　　平　井　伸　治
徳島県知事　　後藤田　正　純